

愛媛県西宇和郡三瓶町鳴山菊池家文書の調査

土居 聡 朋

一 はじめに

小稿は、当館が調査した愛媛県西宇和郡三瓶町鳴山菊池家文書の概要を報告するものである。

菊池家文書は、近世は宇和島藩領であつた布喜川村鳴山組（現三瓶町鳴山）に居住し組頭を勤め、明治中期には津布理村（現三瓶町津布理）に移住し藍染製品販売業を営んだ菊池家に伝来した文書群である。南北朝期から室町時代にかけての文書五通（旗一旗が付属）と、一七世紀後半～明治年間後期の文書一一九通からなる。このうち南北朝期から室町時代にかけての文書五通は、「重山文書」として周知の史料であつたが、^① 同家にあわせて伝存する近世～近代の文書群は、従来、全くいつてよいほど調査されていなかった。今回、当館では菊池家文書全体の目録を作成するとともに、参考のため鳴山の小地名を落とした地図をあわせて作成した。

鳴山地域は、愛媛県西宇和郡三瓶町の北端で、朝立川上流部の標高一六〇～二二〇mの地域に位置する谷合の集落である（図1）。

中世には当地域は「重山」と称され、矢野保（荘）に属していたと思われる。同保（荘）は白河法皇女媏子内親王（郁芳門院）の御所六条院の所領の一つとして成立し（室町院所領目録 八代恒治氏所蔵文書）、後白河法皇時代には、平氏の一門頼盛が領家職を得ている（寿永三年四月

五日源頼朝下文案 久我家文書）。鎌倉時代後期には本家は室町院で、領家職は永嘉門院瑞子女王と泉涌寺とが二分した（室町院所領目録 八代恒治氏所蔵文書）。南北朝初期には摂津親秀が惣領能直に矢野保のうち八幡浜を、親憲に八幡浜をのぞく南方を譲っているが（暦応四年八月七日摂津親秀讓状 美吉文書）これは同保地頭職の分割であろう。また「重山文書」のうち文和三年三月七日重山権守太郎所領坪付に「ミなミかたの内しげやこのかミ太郎の分」とあり、^② 鳴山地域は当時矢野保南方に属していたものと推定される。

近世には鳴山地域は本村・横平（現八幡浜市）とあわせて布喜川村となり、宇和島藩領の宇和内組、のち矢野組に属した。「弑墅截」^③ によれば、布喜川村の村高は、天正検地の時点で一五六石八斗九升、慶長一九年の検地で一八一石四斗六合三夕、正保年間の検地で三〇四石八斗四升五合、寛文一〇年から一二年にかけて行われた検地の時点で二五四石一斗六升六合六夕六才である。村柄は下、耕地は田が下、畑が中、水掛りは悪とされている。「大成郡録（宝永三年本）」^④ によれば、布喜川村は元禄九年に村高二九二石五斗で、田畑の面積は田一六町四畝二三歩、畑五二町六反三畝二七歩であり、うち鳴山の田畑の面積は田二町七反三畝一歩、畑七町一反八畝二八歩である。

近現代には、明治六年に愛媛県に属し、明治二二年に双岩村の一部となり、昭和三〇年に本村・横平が八幡浜市の一部となるなか、鳴山は西

宇和郡三瓶町の一部となった。人口・戸数は昭和三〇年の戸数三二・人口一五六、平成一〇年の世帯一三・人口三〇（男性一七・女二三）である。神社は天満神社（由緒不詳）があり、庵としては幽玄庵（開基不詳、禅宗）があるが、鳴山一円は真穴村（現八幡浜市真穴）の福德寺に属するという（『双岩村誌』）。

菊池家の系譜については、明治三五年に当時の当主菊池九十九氏によりまとめられた「菊池家先祖書上」（文書No七二）などによって窺えるが、同史料などによって同家の系譜を示したのが図2である。同家では宗清治都を家祖に比定しているが、これは文和三年三月七日重山権守太郎所領坪付にみえる宗清によつたものであろう。その後、一三代を隔て喜左衛門を一五代に想定し、以下歴代の当主名が列記される。当初鳴山に住していたが、菊池九十九氏の時、明治一九年三月に津布理村（現三瓶町津布理）へ移転し、以後は津布理に居住している。なお菊池家の墓地は津布理の高福寺と鳴山と両方にある。

本文書群のうち、中世の文書五通と旗は卷子に装幀されて木箱に、近世・近現代の文書は菓子箱に納められていた。中世の文書全てと近世・近現代の文書の一部は史料の作成年代を西暦で記した題簽が付され、またいくつかの文書は紙包でグループ分けがなされるなど、若干の整理された形跡がみられた。調査方法は、史料を現当主の菊池浄氏宅から一時借用して、史料一点ごとに年代・標題・形状・数量・差出人・受取人・整理番号を記入した中性紙封筒に入れていく方式をとった。整理終了後、中性紙の紙箱に入れて返却し、史料は引き続き所蔵者宅で保管されている。

なお、本調査のうち近世・近現代の文書の整理の大部分は、平成一〇年度博物館実習の一環として行なったものである。短期間で一定の成果

をまとめる上で分量的にも手頃であると思われる、実習生に生の文書を手にとって整理するプロセスを体験させたいというねらいから、歴史史料整理実習の一環として、歴史・文書研究科の学芸員が博物館実習生を指導して封筒入れの作業をすすめた。実習は井上淳、宇都宮美紀、土居聡朋、東昇、安永純子が担当し、以下の実習生が参加した。

宇都宮英治（皇学館大学）菊池彰夫（帝京大学）有田美紀（愛媛大学）清水みゆき（鹿児島女子大学）高瀬久美（徳島文理大学）千代森亜弥（愛媛大学）田中信永（徳島文理大学）松田真明（愛媛大学）酒井美和（専修大学）田中裕美子（愛媛大学）徳田朱美（徳島文理大学）松田美佳（広島文教女子大学）

二 文書の概要

目録は、史料を編年順におさめたものである。目録の編集は土居聡朋・東昇が担当した。実物の史料閲覧の際は、整理番号を参考に検索されたい。

（中世）康永四年、文和三年、貞治三年、応永二六年、年不詳の五点からなる。南北朝期から室町期における当地方の名本職など土地の権益関係を示すものである。中世南予の在地状況を示す数少ない史料の一つである。

（近世）延宝八年から文久三年までであるが、年代的には元禄、享保、文化・文政の時期に集中している。内容は、土地売買、金子貸借、月牌受取に関する文書が大多数を占める。組頭を勤めた家の私的な文書がある程度まわって残存している例は県内では珍しいと思われる。

（明治以降）菊池九十九氏の金銭貸与、学務委員・取締役など各種役

番号	年 代	西暦	標 題	作 成	受 取	形態	整理番号	備 考
1	康永4年2月27日	1345	重山内掛帳			状1	卷子	
2	文和3年3月7日	1354	(重山權守太郎所領坪付)	宗清		状1	卷子	端裏書「しげやまこのかみ太郎」
3	貞治(ゆ)3年正月28日	1364	(頼久讃状)	頼久	しげ山のこのかみ太郎	状1	卷子	
4	応永念6年11月1日	1419	(名本鑑定書)	本井七郎三郎		状1	卷子	端裏書「三〇南英」
5	(年未詳)10月吉日		(かとの鑑定書)			状1	卷子	
6	延宝8年4月28日	1680	(当春漁事次第二付証文)	真網代 普兵衛・三太郎	布喜川村 喜左衛門	状1	6	前欠 下間庄や八右衛門他3名裏書有り
7	元禄3年10月27日	1690	月牌請取(為蘇山妙唱信女逆修)	高野山金剛峯寺小田原湯屋谷普蔭院	施主 喜左衛門御内方	状1	54	
8	元禄6年11月14日	1693	月牌請取(為照山運情信士逆修)	高野山金剛峯寺小田原湯屋谷普蔭院	五郎右衛門	状1	52	
9	元禄11年12月25日	1698	田地売渡又書物之事	鳴山村地売主 与助	鳴山次郎兵衛	状1	11	布喜川与頭源左衛門他3名裏書有り
11	宝永2年1月20日	1705	売渡申田畑書物之事	田畑売主 弥左衛門他4名	しき山 喜左衛門	状1	12	
12	宝永2年1月20日	1705	渡置申書付候事(銀八十目受取)	売主 弥左衛門	しき山 喜左衛門	状1	9	
13	享保1年9月4日	1716	月牌請取状(為連玄妙頂信女)	高野山金剛峯寺小田原湯屋谷普蔭院	施主 喜左衛門	状1	55	
14	享保4年2月15日	1719	借用申銀子之事	影平村借主組頭 七郎兵衛他1名	鳴山村 喜左衛門	状1	23	
15	享保4年2月17日	1719	月牌請取状(為如影童子大菩薩)	高野山金剛峯寺小田原湯屋谷普蔭院	施主 喜左衛門	状1	53	
16	享保4年3月 日	1719	売渡申書付之御事(田地・山・屋敷)	売主 勘之丞	権九郎	状1	8	与頭喜兵衛他2名裏書有り
17	享保6年2月6日	1721	借用申書物事	かり主 松尾村 豊玉院	鳴山村 喜左衛門	状1	4	
18	享保6年12月28日	1721	永代二売渡又立山之事	売主 横平 曾右衛門他2名	源右衛門	状1	2	庄屋庄右衛門奥書有り
19	享保17年3月10日	1732	借物二相渡申田地之事	売主 庄右衛門他4名	善八	状1	5	
20	延享4年11月6日建	1747	月牌請取状(為逆修善根)	高野山金剛峯寺小田原湯屋谷普蔭院	施主 善大夫	状1	50	
21	文化14年9月5日	1817	(当庵本尊薬師仏再興施主他覚)	庵主 圓心		状1	13	
22	文化14年9月7日	1817	(薬師如来仏再興料等受納二付一札)	穴井村 福高寺	鳴山組頭 重蔵	状1	1	
23	文政7年3月	1824	博奕政事	当村 六右衛門他22名	当村政事方 幸兵衛他4名	状1	15	
24	文政10年8月	1827	借用證文覚之事(金五両借用二付)	借主 十蔵他1名	穴井村 六之進	状1	22	
25	天保8年4月	1837	誤證文(天神宮客守神主之義二付)	五人頭 吟右衛門他2名	重蔵	状1	49	
26	文久3年	1863	要集			堅1	95	
27	明治7年正月	1874	借用證文覚(金三十拾円)	借主 五反田村 河野佐三郎	鳴山村 菊池栄太郎	状1	66	封筒付
28	明治8年2月	1875	記(金借用)	佐々木平蔵	菊池九十九	状1	72	
29	明治8年旧2月9日	1875	借用證文之覚(金五拾円)	朝立 宇都宮豊治	鳴山村 菊池九十九	状1	68	包装有り
30	明治8年旧3月1日	1875	證券(金子借用)	久保村借主 時三郎・請人川名津 弥八	鳴山村 九十九	状1	100	請書有り、整理番号100~107糊付
31	明治8年旧6月8日	1875	記券(金貳拾円・米拾三俵借用)	朝立浦 宇都宮興三郎・受人 宇都宮梨松	鳴山村 菊池九十九	状1	57	
32	明治9年4月7日	1876	三瀬喜七郎役算用仕立			横帳1	27	

番号	年	代	西暦	標	題	作	成	受	取	形態	整理番号	備	考
33	(明治)	9年5月25日	1876	(借状)		朝立浦 宇都宮興三郎	鳴山村 菊池九十九	鳴山村 菊池九十九	堅帳1	89			
34	明治10年	10月25日	1877	借用証券	借主 宇都宮虎吉	宇都宮虎吉	菊池九十九	菊池九十九	状1	107	請書有り、整理番号100~107糊付		
35	明治10年	10月25日	1877	約定証	宇都宮虎吉	宇都宮虎吉	菊池九十九	菊池九十九	状1	16			
36	明治13年	3月15日	1880	(勤業世話掛辞令)	西字和郡役所	布喜川村 菊池九十九	布喜川村 菊池九十九	布喜川村 菊池九十九	状1	114	包紙有り		
37	明治13年	8月	1880	多川涼荘編輯 永代過去帳					堅帳1	24	宗清治都~菊池喜左衛門まで借込		
38	明治15年	1月	1882	証(当組小学校資本金寄付二付)	鳴山組学務委員 菊池九十九	当組 曾我太郎市	当組 曾我太郎市	当組 曾我太郎市	状1	19			
39	明治15年	1月	1882	証(金壹円六拾銭寄付)	鳴山組学務委員 菊池九十九	当組 宇都宮米治郎	当組 宇都宮米治郎	当組 宇都宮米治郎	状1	30			
40	明治15年	7月18日	1882	(勤業世話掛差免辞令)	西字和郡役所	布喜川村勸業世話掛 菊池九十九	布喜川村勸業世話掛 菊池九十九	布喜川村 菊池九十九	状1	115	包紙有り		
41	明治17年	1月1日	1884	預り証券(金拾円)	川名津浦片山長太郎	布喜川村 菊池九十九	布喜川村 菊池九十九	布喜川村 菊池九十九	状1	39	包紙有り、整理番号40と糊付		
42	明治17年	旧11月	1884	借用記	借主 真網代佐々木平蔵	鳴山村 菊池九十九	鳴山村 菊池九十九	鳴山村 菊池九十九	状1	32			
43	明治18年	10月8日	1885	(西字和郡拾番学区会議員当選通知)	西字和郡若山村外四ヶ村戸長役場	菊池九十九	菊池九十九	菊池九十九	状1	118			
44	明治18年	11月10日	1885	(西字和郡拾番学区会議員当選通知)	西字和郡若山村外四ヶ村戸長役場	菊池九十九	菊池九十九	菊池九十九	状1	116			
45	明治18年	11月10日	1885	(西字和郡布喜川村会議員補欠員当選通知)	西字和郡若山村外四ヶ村戸長役場	菊池九十九	菊池九十九	菊池九十九	状1	117			
46	(明治19年)	申2月	1886	記(辰七月迄ノ算用残り)	菊池九十九	片山長太郎	片山長太郎	片山長太郎	状1	40	整理番号39と糊付		
47	(明治)	19年旧4月2日	1886	証(金拾五円振込)	北川栄十郎	菊池九十九	菊池九十九	菊池九十九	状1	61	整理番号58, 59, 60, 61糊付		
48	明治19年	旧6月6日	1886	借用金証券(金九拾円)	西字和郡八幡浜浦 北川栄十郎	同郡津布理村 菊池九十九	同郡津布理村 菊池九十九	同郡津布理村 菊池九十九	状1	58	封筒有り、整理番号58, 59, 60, 61糊付		
49	明治19年	7月27日	1886	(西字和郡津布理村取締人当選通知)	西字和郡津布理村外三ヶ浦戸長役場	菊池九十九	菊池九十九	菊池九十九	状1	119			
50	(明治19年)	旧申12月	1886	(金貳円借用証)	成美本奥八	菊池	菊池	菊池	状1	41			
51	(明治)	21年旧4月9日	1888	証	横原 菊池敏士郎	菊池九十九	菊池九十九	菊池九十九	状1	104	整理番号100~107糊付		
52	明治21年	旧7月22日	1888	借用証(金貳円参拾五銭)	借主 山本勇太郎他1名	菊池九十九	菊池九十九	菊池九十九	状1	64	整理番号62, 63, 64糊付		
53	明治21年	8月30日	1888	永代売渡証券(山本六敏貳枚)	売主 伊与国西字和津布理村山本勇太郎	菊池九十九	菊池九十九	菊池九十九	状1	62	封筒有り、整理番号62, 63, 64糊付		
54	明治21年	旧10月3日	1888	借用証券	向津浦 上田馬太郎	津布理村 菊池九十九	津布理村 菊池九十九	津布理村 菊池九十九	状1	14			
55	明治22年	旧12月11日	1889	記(白木綿代他預り書)	臼杵町首藤作造	菊池九十九	菊池九十九	菊池九十九	状1	38			
56	明治24年	旧8月23日	1891	証(亀田森太郎山本清一郎引金貳拾五円借受二付)	宮中宇太郎	菊池九十九	菊池九十九	菊池九十九	状1	56	封筒有り		
57	明治25年	3月	1892	借用金証券	借主 西字和郡三瓶村大字津布理 菊池九十九・受人同郡双岩村鳴山組宇都宮近治	菊池	菊池	菊池	状1	48			
58	明治28年	旧6月4日	1895	借用金証券(貳拾円貳拾銭)	大野郡三重村内山区麻生寿平	菊池	菊池	菊池	状1	36			
59	明治29年	10月9日	1896	借用金証券(二拾六円五拾銭)	大野郡大銅村 仲島弥太郎	菊池	菊池	菊池	状1	35			
60	明治30年	旧7月6日	1897	証(金借用証券)	岡田興四郎	菊池重太郎	菊池重太郎	菊池重太郎	状1	17			
61	(明治32年)	12月31日	1899	(受取証)	佐伯町河野今朝五郎	菊池	菊池	菊池	状1	93	葉書有り		
62	(明治)	33年旧3月6日	1900	(借状)	豊後佐賀関上野傳治	菊池	菊池	菊池	状1	82	封筒有り		

63	明治33年3月20日	1900	預り証(楮皮)	南海郡都佐伯町 河野類五郎	伊与西字和郡三瓶村菊池九十九他1名	状1	28	
64	明治33年旧9月 日	1900	借入金証券(金貳拾一円七十銭)	借主 藤沢信治郎	菊池九十九	状1	65	
65	明治34年旧3月10日	1901	証(先般約定の楮皮旧四月十日期札相渡候二付)	南海郡都佐伯町 河野計佐五郎	菊池九十九	状1	47	
66	明治34年旧3月1日	1901	借入証(金壹百六拾壹円廿貳銭)	借主 宮崎宮崎郡河野佐三郎 河野健三郎	菊池九十九	状1	67	
67	明治34年旧4月元	1901	借入証(金參百四拾円)	借主 東字和郡野村菊池多十郎	西字和郡津布理村菊池九十九	状1	26	封筒有り
68	明治34年旧9月15日	1901	借入金証券(金貳拾四円)	北字和郡日振嶋村 高尾伝松		状1	45	封筒有り
69	明治34年旧9月19日	1901	借入金証券(金五拾円)	西字和郡双岩村字布喜川 菊池庄七他2名	竹内六太郎	状1	29	
70	明治34年10月29日	1901	印鑑證明願	三瓶村大字朝立貳百拾九番戸谷下豊治・同郡同村大字津布理貳番地菊池九十九		状1	20	三瓶村長濱田範一奥書有り
71	明治35年9月	1902	(菊池家祖先書上)	菊池九十九		状1	80	
72	明治36年旧2月17日	1903	借入金証券(金四拾貳円參拾八銭)	佐賀関町上野傳次	菊池九十九	状1	42	
73	明治36年旧8月27日	1903	借入証書(金壹百拾參円拾銭)	南海郡都佐伯町当野村藩在 川野計佐五郎	西字和郡三瓶村 菊池九十九	状1	43	
74	明治36年旧8月30日	1903	(金七円二十銭借入証)	大野郡大飼町 木本源八	菊池九十九	状1	34	
75	(明治)36年8月	1903	(封筒)		河野今朝五郎	封筒	96	
76	(明治)36年10月20日)	1903	(告訴状)	遠藤茂馬	大飼警察分署長書部 高橋五郎治	堅帳1	94	
77	明治37年3月	1904	警告(農業従事)	西字和郡農會		状1	51	
78	明治38年旧2月27日	1905	金員消費貸借契約證(金拾七円)	債務者 山本千代松	菊池九十九	状1	44	
79	明治38年6月1日	1905	領收証(金壹千円)	東字和郡雙置村大字岩木區監告会訓帳 三多諸平他1名	菊池繁一郎	状1	37	
80	明治38年6月1日	1905	領收証(金壹千円)	東字和郡雙置村大字岩木區監告会訓帳 三多諸平他1名	菊池九十九	状1	33	
81	(明治)40年	1907	小包送票			状1	97	
82	明治41年1月20日	1908	借入金証券(金三円六拾銭)	借主 岡田興四郎他1名		状1	46	
83	(明治)44年7月2日)	1911	(葉書)	菊池九十九	河野今朝五郎	葉書1	91	届け先不明のため返却
84	(明治)44年7月2日)	1911	(葉書)	菊池九十九	上野傳治	葉書1	92	届け先不明のため返却
85	明治 年 月 日	1912	借入金証券(金壹円伍拾銭借用)	成美本浅吉他1名		状1	25	明治18年5月30日朝立浦朝井猪太郎印刷
86	昭和61年9月22日	1986	(菊池家先祖代々廻向之証)	和歌山県高野山別格本山金剛三昧院	西字和郡三瓶町津布理2 菊池トナ子	状2	99	
87	子5月10日		(銀子借用宛)	川名津浦五郎右衛門・かぬし惣右衛門	喜佐衛門	状1	74	
88	寅10月30日		覚(銀札相渡候一札)	安土 弥右衛門	朝立屋 力松・鳴山 菊太郎	状1	111	整理番号108~111糊付
89	辰12月26日		(元銀外相ノ覚)	川なつ 吉之充	喜佐衛門	状1	10	
90	酉12月26日		算用状覚(銀百目借用二付)	喜左衛門	庄屋	状1	21	
91	酉5月7日		覚(備後雑太郡相川圓心坊死去二付)	讃州丸亀西岡宗八	心国門春慶	状1	81	
92	亥2月16日		記(撰代)	佐々木平蔵	菊池九十九	状1	71	
93	2月12日		(書状)	宮崎安津吉	菊池九十九	状1	75	

番号	年	代	西曆	標	題	作	成	受	取	形態	整理番号	備	考
94	旧2月16日			証(アノ玉壹俵相渡ニ付)		北川栄重郎・光太郎		菊池九十九		状1	59	整理番号58, 59, 60, 61糊付	
95	4月3日			(銀札受取覚)		安土七兵衛		利喜松		状1	110	整理番号108~111糊付	
96	4月15日			記(金四拾円借受)		北川栄十郎他2名		菊池九十九		状1	60	整理番号58, 59, 60, 61糊付	
97	4月29日			(銀札受取覚)		安土 弥右衛門		菊隠居		状1	109	整理番号108~111糊付	
98	未12月			覚(銀受取)		菊池幸六・井上伊八郎		菊池九十九		状1	108	整理番号108~111糊付	
99	8月3日			(書状)		相の旭蔵		菊池九十九		状1	70		封筒有り
100	10月13日			(書状)		姫野長次郎		菊池九十九		状1	83		
101	11月2日			覚(をりこんあづかり)		穴井浦 喜代十郎		鳴山 九十九		状1	31		
102	11月11日			(書状)		佐野鉄蔵		菊池九十九		状1	90		包紙有
103	12月29日			(金受取覚)		鳴山村 菊池重治郎		津布理村 菊池九十九		状1	106	整理番号100~107糊付	
104	12月29日			(金領取覚)		しぎやま 清乃平二・菊池ナカ		九十九		状1	105	整理番号100~107糊付	
105	未詳			(番地姓名覚)						状1	102	整理番号100~107糊付	
106	未詳			山林引合証ヲ控						状1	69		
107	未詳			(菊池家先祖書上)						状1	77		
108	未詳			(中世文書年号書上)						状1	86		
109	未詳			(書状)		松木伊せ吉		菊池九十九		状1	85		
110	未詳			(菊池家先祖書上)						状1	76		
111	未詳			福太郎縁御銭控						状1	84		
112	未詳			菊池永代記録						横帳1	18		宗清治部(文和年3月7日)の菊池ハノ代(正安2年12月3日)の代
113	未詳			(書状)		菊池武美		西字和歌三藏町津布理2 菊池ヒ子		状5	98		
114	未詳			(租頭役申付)				布喜川村鳴山組喜左衛門		状1	112		
115	未詳			(頼母子書上)						状1	79		
116	未詳			(土地面積代金書上)						状1	73		
117	未詳			(菊池家先祖由緒書上)						状1	87		
118	未詳			(献金ニ付郡奉行中ヨリ袴着用申付)				布喜川村 菊太郎		状1	113		
119	未詳			記(貸金内訳)		日吉崎 (商号記号)		石崎 山本勇太郎		状1	63	整理番号62, 63, 64糊付	
120	未詳			(菊池家先祖由緒書上)		菊池九十九				状9	88		
121	未詳			世話方覚書(重蔵の代御大師様他世話方)						状1	3		
122	未詳			記(金貳拾円)		久保村時三郎				状1	103	整理番号100~107糊付	
123	未詳			(菊池家先祖書上)						状1	78		
124	未詳			預手形之事		大西白木屋 大七		しげきや 九十九		状1	101	整理番号100~107糊付	

職に関するもの、九十九氏が作成した家系図、中世文書調査に関する記録が大多数を占める。

以上の通り、中世から近代にかけての長期間にわたる文書群を所蔵している例は愛媛県内では珍しいと思われる。これは特に明治期に当主となった菊池九十九氏の文書保存意識が高かったことによるものであろう。

三 結びにかえて — 地租改正地引絵図の紹介を兼ねて —

最後に結びにかえて、菊池家文書を今後読み解いていく上で参考になる史料として、松山地方事務局八幡浜支局が所蔵している地籍図をあわせて紹介したい。これは「愛媛県管下第拾大区五小区伊予国宇和郡布喜川村鳴山組」と記された五枚組の図で、その標題から明治七年から九年の間に作成された地租改正地引絵図⁵⁾と考えられる。残念ながら同年代に作成されたであろう鳴山地域の地券台帳は現存していないが、同支局には明治二三年度に作成された旧土地台帳が残る。この地籍図をトレースし、台帳の地番と対応させ小字名と小字界を示したのが図3である。これにより、現況の蜜柑栽培が卓越する以前の景観を明らかにできる。

図に示された地名のうち、いくつかは十月吉日かどの職定書(文書No五)でも確認することができる。十月吉日かどの職定書は、「一 かのしき」として、さまざまな小地名をあげて「名本分」の四至を「好永のかきわけ」として書き上げたものである。年号の記載はないが、応永念六年十一月一日名本職定書(文書No四)に、権守太郎が没したので重山名本職を「高英の御坊」に譲る旨の記載がある。先学の指摘の通り、「好永」と「高英」の両者を同一人物と推定すれば、ほぼ同時期の文書とみなせよう。

さて、十月吉日かどの職定書にあらわれる小地名のうち、元禄八年の田畑内検高付帳⁷⁾、明治二三年度土地台帳に共通してみえる小地名を抽出し、中世地名の近世・近代における残存状況を示すと、次のようになる。

十月吉日かどの職定書	元禄八年田畑内検高付帳	明治二三年度土地台帳
よこはたけ	よこ畠	
くみち	くみち	
いもしり	いもしり	
うめきのさこ	うめノ木さこ	
大はたけ	大畠ヶ	おふばたけ
大さこ	大さこ	おふさか
くろいわ	くろいは	くろいわ
たは	たは	
元はち	源八	げんぱち
すみとこ	すみとこ	

中世地名のうち、明治二三年まで残存する「大はたけ(おふばたけ)」「大さこ(おふさか)」「くろいわ(くろいは)」「元はち(げんぱち)」は、図2により、鳴山西集落の北西部の侵食谷の部分⁸⁾を指すことがわかる。明治九年の時点では、畑の耕作が進んでいる。この部分が十月吉日かどの職定書にみえる「名本分」の一部とされていることがわかる。

残念ながらこれ以外の地名については図面上で対応できず、現時点では「名本分」の全体像を現地に則して明らかにすることができない。ただし、元禄八年の高付帳の畑地に「よこ畠」の地名が付されている部分

は、

よこ畠↓ぬたくぼ↓はかんとぅ↓下さこ↓大門

の順に検地されているので、あるいは「よこはたけ（よこ畠）」は図3にみえる「ぬたくぼ」に近い鳴山東集落の近隣を指していた小地名かもしれない。

明治初期の鳴山地域の耕地は、基本的に鳴山川（朝立川）分流に流入する自然湧水や小規模な溜池の小支流を利用したサコの棚田と、十分引水できない場所に耕作された畑地からなることがわかる。近世における当地域とその周辺の耕地開発は田地よりもむしろ畑地を中心に行われた可能性が高いと思われるので、室町時代における鳴山の景観を考察する際には特に畑地を大幅に差し引いて検討する必要がある。今後、さらに厳密な現地調査や史料調査を行い、耕地や集落の形態を検討することで、さらに鳴山における景観復元が行えるものと思われる。

また、十月吉日かどの職定書に「一 かのしき」とあるのは注目される。これが南北朝期から室町期にかけて薩摩・大隅・日向の地帯において、ひろく出現してくるとされる「門」制度と関係したものか否か、史料的制約が大きく明らかにし難い。今後の課題である。⁹⁾

愛媛県歴史文化博物館学芸課では、事業としての調査研究のほかにも、各種展示、教育普及、資料収集、県内地方自治体等からの依頼など様々な機会を通じて地域史料の調査を進めており、今回の報告は、その成果の一端を示したものである。極めて雑駁な内容にとどまるものではあるが、今後西宇和郡における地域史研究の素材を提供する一助となれば幸いである。

註

(1) 「重山文書」について言及・収録している文献は管見の限り以下の通りである。

① 曾我鍛編「双岩村誌」双岩村役場、一九一九年。

② 富水道人（西園寺源透）編「伊豫古文」五十三「伊予史談」第五七号、一九二九年。

③ 愛媛県編年史編纂委員会編「愛媛県編年史」第三 愛媛県、一九六六年。

④ 近藤孝純「宇和の荘と郷についての素描（6）」「伊予史談」第一八一号、一九六六年。

⑤ 井上渉「重山文書の研究」『伊予史談』第二〇六号、一九七二年。

⑥ 景浦勉編「伊予史料集成6 国分寺文書・保国寺文書」伊予史料集成刊行会・関洋紙印刷所、一九七九年。

⑦ 「布喜川村」『日本歴史地名大系三九巻 愛媛県の地名』平凡社、一九八〇年。

⑧ 「重山」『角川日本地名大辞典38愛媛県』角川書店、一九八一年。

⑨ 三瓶町誌編さん委員会編「三瓶町誌」下巻 三瓶町、一九八三年。

⑩ 愛媛県史編さん委員会編「愛媛県史資料編 古代・中世」愛媛県、一九八三年。

⑪ 松岡久人編「南北朝遺文中国・四國編」第二巻、一九八九年、同三巻、一九九〇年、同四巻、一九九二年。

(2) 西園寺源透氏が昭和四年に「重山文書」を調査した折には、東宇和郡野村に移住した子孫の方の元に史料があつたらしい（註（1）②参照）。現在は菊池浄氏が全ての史料を保管している。

(3) 近代史文庫宇和島研究会編・発行「宇和島藩庁・伊達家史料三 式墅截下」一九七八年によつた。

(4) 近代史文庫宇和島研究会編・発行「宇和島藩庁・伊達家史料 大成郡録（宝永三年本・宝暦七年本）」によつた。

(5) 佐藤基次郎「公図 読図の基礎」古今書院、一九九六年の定義による。

(6) 明治九年に作成された愛媛県内の地券台帳は「伊予八藩土地関係資料」（愛

媛県立図書館蔵)に多く収められているが、布喜川村の分は未所収である。なお鳴山区には大正十一年の名寄帳が残る。

(7) 「元禄八年豫州宇和郡之内布喜川村田畑内検高付帳」。「伊予八藩土地関係資料」(媛媛県立図書館蔵)に所収されている。

(8) 鳴山は近世において独立村とされなかったため、本村・横平をあわせた布喜川村全体の耕地面積の推移をみると、以下の通りとなる。

年代	田	畑	出典
天正一六年	七町三反 一〇歩	五町 五畝	「大成郡録」
正保年間	一五町一反五畝 二歩	二五町一反一畝一四歩	「大成郡録」
寛文一〇年	一五町八反七畝一九歩	五二町七反 五歩	「大成郡録」
元禄 八年	一五町八反七畝一五歩	五二町七反一畝二二歩	「元禄八年豫州宇和郡之内布喜川村田畑内検高付帳」

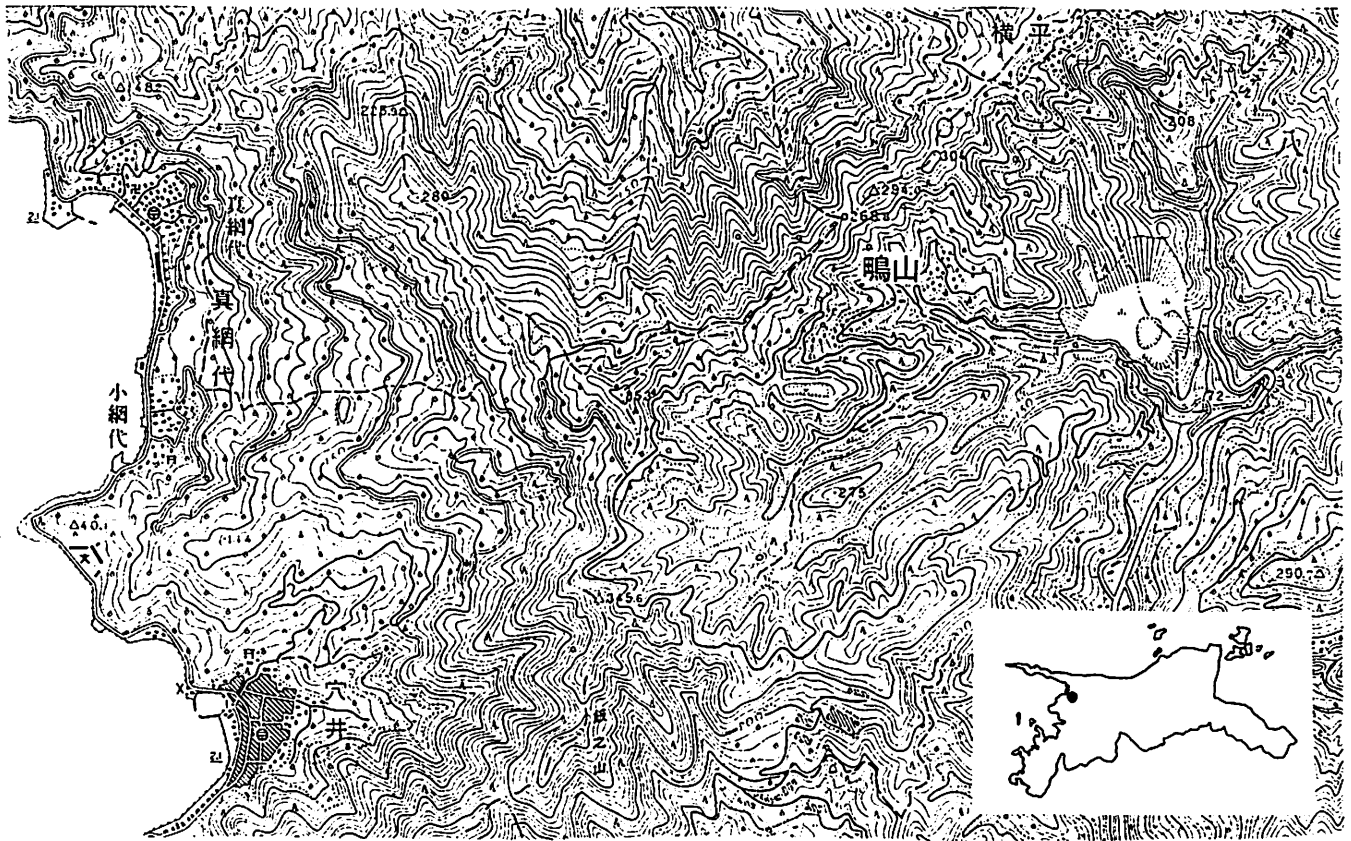
検地の基準となる一間の長さが検地ごとに微妙に異なるため、単純な比較はできないが、田地が天正一六年から元禄九年の間に約二倍しか増加していないのに対し、畑地は数値の上では約一〇倍増加していることがみてとれる。このことから、近世における布喜川村の耕地開発は畑地を中心に行われたとみてよく、鳴山においても、その地形上の制約から開発は畑地を中心としていたと推定できよう。

(9) 永原慶二「中世村落の構造と領主制」『日本中世社会構造の研究』岩波書店一九七三年、佐川弘「中世南九州における門体制の成立とその構造」『中世の窓』一〇・一一、工藤敬一「南九州の在家について」『九州庄園の研究』第三章第一節、一九六九年。

(10) 伊予国における門の事例は、近世前期まで下るものの元禄一一年の風早郡小浜村の宗門改帳で戸主に「本門」「家子門」という名称が冠されているのをはじめ、近世を通じて伊予大洲藩内では本門・家子門の関係で構成されている

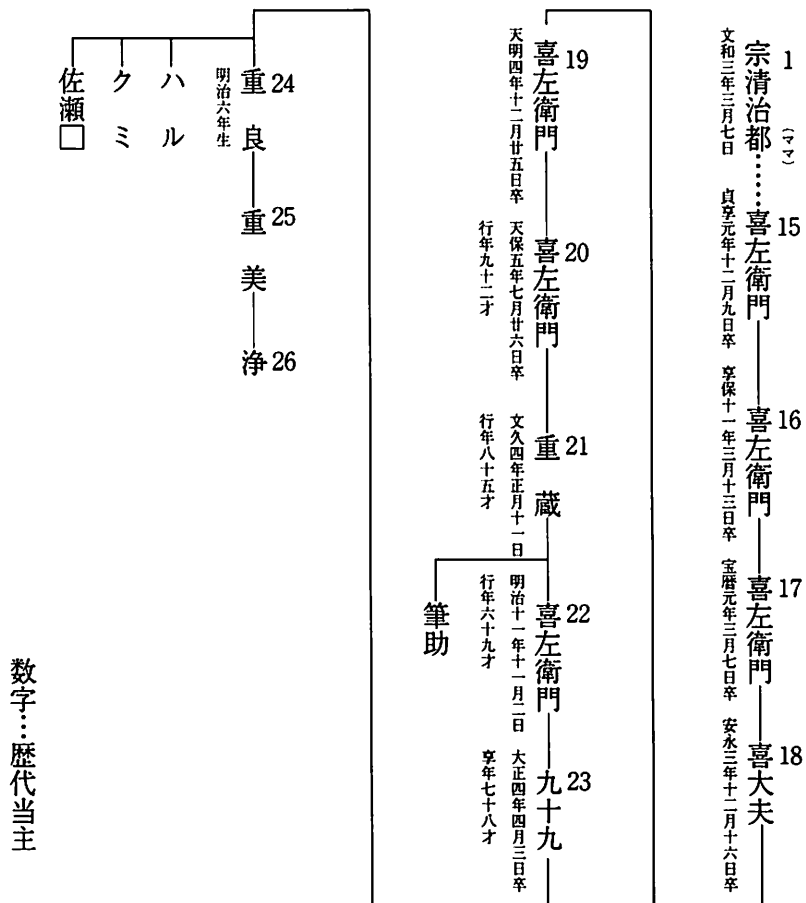
村落組織が存在したことが指摘されている(村田文江「近世前期伊予国の村落構成」『ヒストリア』六三、一九七三年、真下道子「近世後期大洲藩の同族組織」『ヒストリア』六三、一九七三年)

〔付記〕本稿の作成にあたり、菊池浄氏、西村栄氏、松山地方法務局八幡浜支局、松山大学附属図書館、媛媛県立図書館に史料閲覧の便宜を得た。また、成稿にあたっては、井上雅文氏の協力を得たほか、全般に当館学芸課長 石野弥栄の指導を受けた。記して感謝申し上げます。



【図1】 鳴山地域地図

(国土地理院 1:25,000地形図三瓶を改変)



【図3】 明治初期における鳴山地域の土地利用と小地名

